



## 公告

長野県男女共同参画センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 施設の概要等

(1) 名 称	長野県男女共同参画センター
(2) 所在地	長野県岡谷市長地権現町四丁目11番51号
(3) 設置目的	男女共同参画社会の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援する。
(4) 施設の概要	
建設年月	昭和59年8月
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階（一部4階）
敷地面積	5135.8m <sup>2</sup>
延べ床面積	3351.6m <sup>2</sup>
施 設	ホール（定員504名）等（長野県男女共同参画センター指定管理者管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。）

### 2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県男女共同参画センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）及び仕様書によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県男女共同参画センターの利用の許可に関する業務
- (3) 長野県男女共同参画センターの利用に係る料金に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

### 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続

開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人その他の団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

### 5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成17年10月28日（金） 13時30分から15時30分まで

(2) 場所 長野県男女共同参画センター

(3) その他

説明会に参加しようとする者は、平成17年10月26日（水）17時までに、長野県企画局ユマニテ・人間尊重課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2、ファクシミリ：026（235）7389、電子メール：humanite@pref.nagano.jp）へ申し込んでください。

### 6 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、5の説明会で交付するほか、長野県企画局ユマニテ・人間尊重課で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画局ユマニテ・人間尊重課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月28日（金）から11月14日（月）まで（郵送による応募は、平成17年11月14日17時までに必着のものに限り受け付けます。）

### 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から企画局指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

### 8 その他

(1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県企画局ユマニテ・人間尊重課（電話 026（235）7102）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者

の選定に必要な範囲でのみ利用します。

ユマニテ・人間尊重課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等及び数量

- ア 作業服（上衣） 495着
- イ 作業服（下衣） 547着
- ウ 長袖作業シャツ 194着
- エ 作業帽子 206個

#### (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期限

平成18年1月31日

#### (4) 納入場所

入札説明書のとおり

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

#### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成17年10月31日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

#### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月1日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

#### (4) 入札保証金

政令第167条の7 第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

除雪ドーザ（13t、S A付き） 5台

### 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

#### (1) 名 称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

### 3 落札者を決定した日

平成17年8月19日

### 4 落札者の名称及び住所

(1) 名 称 株式会社前田製作所

(2) 所在地 長野市篠ノ井御幣川1095番地

### 5 落札金額

93,660,000円

### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 7 入札公告を行った日

平成17年8月4日

管財課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

除雪トラック(7t、A反転、4輪駆動) 2台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成17年8月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 名 称 中部日産ディーゼル株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市東和田890番地

5 落札金額

35,595,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成17年8月4日

**管 財 課**

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 落札に係る調達產品等の種類及び数量

合同庁舎(佐久合同庁舎以下10合同庁舎)で使用する電気

庁舎名	契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)
佐久合同庁舎	260	682,000
上田合同庁舎	327	577,000
諏訪合同庁舎	368	614,000
伊那合同庁舎	402	707,000
飯田合同庁舎	335	648,000
木曽合同庁舎	187	553,000
松本合同庁舎	459	1,263,000
大町合同庁舎	288	542,000
長野合同庁舎	202	650,000
北信合同庁舎	122	275,000

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成17年8月10日

4 落札者の名称及び住所

(1) 名 称 丸紅株式会社国内電力プロジェクト部

(2) 住 所 東京都千代田区大手町1-4-2

5 契約金額

(1) 基本料金 1,680円／kW・月(消費税別)

(2) 電力量料金 8.65円／kWh (〃)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成17年6月30日

**管 財 課**

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 落札に係る調達產品等の種類及び数量

長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。)で使用する電気

契約電力 1,950kW

予定使用電力量 6,490,000kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成17年8月10日

4 落札者の名称及び住所

(1) 名 称 丸紅株式会社国内電力プロジェクト部

(2) 住 所 東京都千代田区大手町1-4-2

5 契約金額

(1) 基本料金 1,520円／kW・月(消費税別)

(2) 電力量料金 7.65円／kWh (〃)

(3) 予備線基本料金 56円／kW・月(〃)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成17年6月30日

**管 財 課**

**公告**

長野県社会福祉総合センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県社会福祉総合センター

(2) 所在地

長野市若里七丁目1番7号

## (3) 設置目的

県民の福祉向上と生活文化の振興に資するための場を提供するとともに、県民生活に関する各種の相談に応じることにより、社会福祉の増進に寄与する。

## (4) 施設の概要

## ア 施設の概要

講堂、研修室、第1～第3会議室、談話室、音楽室

## イ 敷地面積

5,199.84m<sup>2</sup>

## ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート地上6階・地下1階

延べ床面積 8,716.08m<sup>2</sup>

## 2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県社会福祉総合センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）及び長野県社会福祉総合センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

## (1) 施設及び備品の維持管理に関する業務

## (2) 長野県社会福祉総合センターの利用の許可に関する業務

## (3) 長野県社会福祉総合センターの利用に係る料金に関する業務

## (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

## 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

## (1) 法人その他の団体であること。

## (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

## (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

## (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

## (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

## (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

## ア 破産者で復権を得ない者

## イ 禁錮以上刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

## 5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

## (1) 日時 平成17年10月27日（木）午前10時から12時まで

## (2) 場所 長野県社会福祉総合センター

## (3) その他

説明会参加希望者は、平成17年10月26日（水）午後5時まで

に長野県社会部コモンズ福祉課（電話 026-235-7108）に申し込んでください。

## 6 応募の手続

## (1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県社会部コモンズ福祉課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

## (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県社会部コモンズ福祉課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)に該当する旨の誓約書

キ その他募集要領に定める書類

## (3) 受付期間

平成17年10月24日から11月14日まで（郵送による応募は、平成17年11月14日までに必着のものに限り受け付けます。）

## 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県社会部指定管理者候補者事前審査委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

## 8 その他

(1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県社会部コモンズ福祉課（電話 026-235-7108）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

コモンズ福祉課

## 公告

長野県聴覚障害者ライブラリーを除く長野県障害者福祉センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 施設の概要等

## (1) 名称

長野県障害者福祉センター

(2) 所在地	長野市大字下駒沢586番地
(3) 設置目的	障害者の福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供する。
(4) 施設の概要	
開設年月日	平成10年4月1日
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	22,511.54m <sup>2</sup>
延べ床面積	7,200.63m <sup>2</sup>
主な施設	屋内温水プール、体育館、陸上トラック、ホール、会議室、宿泊室等

## 2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県障害者福祉センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）及び長野県障害者福祉センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）

- (1) 長野県聴覚障害者ライブラリーを除く長野県障害者福祉センター（以下「センター」という。）の施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 身体障害者に対する機能訓練並びに身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務
- (3) 障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) センターの利用の許可に関する業務
- (5) センターの利用料金に関する業務
- (6) (1)から(5)までの業務に附帯する業務

## 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

## 5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成17年10月31日（月）午後1時から午後4時まで
- (2) 場所 長野県障害者福祉センター
- (3) その他

説明会参加希望者は、平成17年10月28日（金）午後5時までに、長野県社会部障害福祉課へ申し込んでください。

## 6 応募の手続

- (1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県社会部障害福祉課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、募集要領については、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>)からダウンロードできます。

## (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県社会部障害福祉課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要領に定める書類

## (3) 受付期間

平成17年10月21日から11月14日まで（郵送による応募の場合は、平成17年11月14までに必着のものに限り受け付けます。）

## 7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県社会部指定管理者事前審査委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

## 8 その他

- (1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県社会部障害福祉課（電話 026-235-7103）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障害福祉課